集 中 改 革 プ ラ ン

～輝き、躍動する未来を目指して～

平成１８年度～平成２２年度

平成１８年３月

習　志　野　市

目　次

Ⅰ．集中改革プラン策定の背景
１．依然として厳しい行財政運営を取り巻く環境への対応　・・・・・・・　1
２．分権型社会システムへの転換の中での新たな視点からの改革の推進　・　1
３．「新地方行革指針」からの要請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅱ．集中改革プランの内容
１．集中改革プランの考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２．集中改革プランの目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３．計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
４．集中改革プランの体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
集中改革プランの体系イメージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
Ⅲ．集中改革プランの数値目標
職員数、債務の削減、将来債務比率、経常収支比率の改善　・・・・・・　4
Ⅳ．取組項目工程表
１．定員管理の適正化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
２．給与等の適正化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
３．民間委託等の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
４．事務事業の再編・整理、廃止・統合　・・・・・・・・・・・・・・・・１４
５．財政健全化への取り組み（経費節減等の財政効果）　・・・・・・・・・１８
Ⅴ．集中改革プラン実施後の財政予測
１．平成１８年度から平成２２年度の財政予測　・・・・・・・・・・・・・２１
Ⅵ．その他の取り組み
１．市民・民間部門と行政の役割の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・２６
２．公正で透明な行政運営の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
３．職員の意識改革と人材育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
４．自立型組織への転換と組織の再編　・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
５．簡素化、効率化による見直し・成果の視点からの見直し　・・・・・・３０
６．自立可能な財政構造の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
Ⅶ．集中改革プランの推進体制
１．進行管理と実施状況の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２．推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

【用語説明】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

Ⅰ.集中改革プラン策定の背景

１．依然として厳しい行財政運営を取り巻く環境への対応

本市では、少子高齢化の進展、環境問題への関心の高まり、あるいは団塊の世代の大量退職など、社会経済状況の大きな変化の中で、分権型社会における多様化・高度化する市民意識の高まりを踏まえ、これらの構造的な変革に的確、迅速に対応し、自立可能な財政構造を構築することにより、市政運営を取り巻く厳しい環境に対応していくために、平成 17 年 2 月に計画期間を平成 17 年度から平成 19 年度とする第 3 次行政改革大綱を策定し行政改革に取り組んでいます。

平成 17 年 11 月末には、3 年間にわたり国と地方の関係を揺るがせた三位一体改革※1 が、4 兆円の国庫補助負担金の削減と 3 兆円の税源委譲、更には５兆円の地方交付税改革を実現して決着したことや、景気の緩やかな回復により市税収入も前年度を上回る見込みとなるなど、先行きに若干の明るさも見えてきました。

しかしながら、国、地方の債務残高が 800 兆円に迫る中で、本市の平成 18 年度予算編成においては、10 億円の財政調整基金※2 の取り崩しや地方交付税※3、臨時財政対策債※4 の発行へ依存するなど、依然として行財政運営を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

２．分権型社会システムへの転換の中での新たな視点からの改革の推進

このように厳しい経営環境にあっても、行政は、多種多様な市民ニーズに適切に対応していくことが必要であり、「国から地方へ」「官から民へ」、そして「小さくて効率的な政府の実現」など、大きな改革推進の流れの中で、分権型社会システムへの転換を進めつつ、これまでとは異なる新しい視点からの改革を進めることにより、市民サービスを充実させていくことが求められています。

即ち、これまでのように行政が主として公共サービスを担っていくという考え方を改め、これからは、地域における市民活動、ＮＰＯ、ボランティア団体、あるいは民間事業者などの多様な主体と行政が互いに協力し、適切な役割分担を行うことで公共を担っていくという、「新しい公共空間」の形成※5 の視点からの改革を進取の精神で実施していくことが必要であると考えます。

３．「新地方行革指針」からの要請

平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」※6 を踏まえ、総務省は、平成 17 年 3 月 29 日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」いわゆる「新地方行革指針」※7 を策定し、全国の地方公共団体に通知しました。

この「新地方行革指針」では、全ての地方公共団体に対して、「行政改革大綱」及び、その具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」※8 を策定し住民に対して、その内容をわかりやすく公表するという「自治体の説明責任」を求めています。

そこで、本市においても、前述の現状認識と視点に基づき、現在実施中の第 3 次行政改革大綱とその実施計画を見直すとともに、新たに「民間活力導入指針」、「定員適正化計画」を策定し、それらを集約する中で、ここに「集中改革プラン」を策定します。

Ⅱ.集中改革プランの内容

１．　集中改革プランの考え方

「新地方行革指針」では、人口減少時代を目前に控え、また、厳しい財政状況のもとで、これからの地方公共団体が住民の負担と選択に基づき、地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことを求めています。

本市が平成１７年２月に策定した「第３次行政改革大綱」は、既にこの「新地方行革指針」の考え方を先取りした内容となっていることから、基本的には現行の「第３次行政改革大綱」を継続していくこととします。

また、「新地方行革指針」で示された「集中改革プラン」は、定員適正化、給与の適正化をはじめ、民間委託の推進など、数量的な見直し削減メニューが主体となっていることから、本市の「集中改革プラン」では、既に策定し市民にも公表している第３次行政改革推進実施計画及び財政健全化計画に計上している取組事項を中心に取りまとめ、更に、その後の行政運営を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、計画期間が平成２２年４月まで延長されたことに伴う新たな取組事項を追加することにより策定していくこととします。

２．　集中改革プランの目的

「集中改革プラン」を実施することにより、第３次行政改革大綱の３つの目的を達成します。

行政改革の3つの目的

1　財政の健全化
2　行政サービスの更なる充実
3　市民参画と協働の推進

３．　計画期間

「集中改革プラン」の計画期間は、平成１８年度から平成２２年度とし、その間に計画、準備し、実施する項目を計上します。

ただし、定員管理の基準日は平成１７年４月１日とし、平成２２年４月１日の職員数を明らかにします。

４．　集中改革プランの体系

「集中改革プラン」は、「新地方行革指針」において公表することとされた以下の項目について、別途策定した民間活力導入指針、定員適正化計画、及び第３次行政改革推進実施計画、財政健全化計画を改定したものから必要な内容を抽出し、「Ⅲ．取組項目工程表」として市民にわかりやすく明示した計画とします。

① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
③ 定員管理の適正化
④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
⑤ 第三セクターの見直し
⑥ 経費節減等の財政効果

※「Ⅲ．取組項目工程表」では順番が前後しています。

集中改革プランの体系イメージ

第３次行政改革大綱（改定）

平成１７年度～平成２２年度

3つの目的
1　財政の健全化
2　行政サービスの更なる充実
3　市民参画と協働の推進

2つの理念
◆限りある経営資源で最良の行政サービスを提供し、市民満足の向上をめざします。
◆自ら改革に取り組み、市民に信頼され、市民と協働する市役所をめざします。

第３次行政改革推進実施計画（改定）

平成１７年度～平成２２年度

3つの目標
1　市民との協働による行政運営の実現
2　効率的な行政運営の確立
3　自立可能な財政構造の構築

改定

行政運営改革編

財政健全化編

新規策定

民間活力導入指針

定員適正化計画

補助金制度に関する指針

集中改革プランに掲載した内容の詳細は、それぞれの指針、計画等に記述されています。

集中改革プラン

各計画の取組項目を集約することにより策定

III. 集中改革プランの数値目標

職員数の削減

人件費の抑制に取り組み、企業局を除く平成２２年４月１日の職員数を１，３４１人以下とします。

【平成１７年４月１日の職員数に比べ １００人削減】

１７年４月１日現在　１，４４１人　（企業局を除く）

債務の削減

平成２２年度末の債務残高を７００億円以下とします。

１６年度末現在	**９５，４８１，６３９千円**
【内訳】	
普通会計地方債	**４１，２２８，４８８千円**
普通会計債務負担行為	**１５，９２０，８１８千円**
公共下水道特別会計地方債	**３８，３３２，３３３千円**

将来債務比率の改善

将来債務比率を特例地方債を除き１００％以下とします。

１６年度決算　２１４．１％　特例地方債を除くと１６２．０％

経常収支比率の改善

経常収支比率を８５％以下とします。

１６年度決算　８９．７％

【用語説明】

将来債務比率：市の借金である地方債と債務負担行為の残高が、標準的な市の一般財源に対してどの位の割合であるかを表す指標。
２００％ということは、市の借金を返済するのに、２年分の一般財源が必要であるということ。

特例地方債：ここでは、国がその償還財源の全額を地方交付税で負担する、実質的な赤字地方債である減税補てん債と臨時財政対策債のこと。

経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す比率で、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税、地方譲与税など一般財源がどの程度充当されているかを見るもの。この比率が都市部では８０％を超えると財政構造の弾力性が失われているといわれており、７０％～８０％の範囲にあることが望ましいと考えられている。

Ⅳ. 取組項目工程表

１．　定員管理の適正化　　【詳細は「定員適正化計画」を参照】

本市は、これまで平成８年４月１日の職員数１，８０７人（企業局を含む）を基準に、順次、職員削減目標を引き上げつつ職員削減を進め、**平成１７年４月１日現在の職員数は１，５４０人となっており、この間２６７人、１４．８％の職員削減**を行ってきました。

今回、「集中改革プラン」の策定に併せて、新たに平成１７年４月１日の職員数を基準に、平成２２年４月１日の職員数を計画する「定員適正化計画」を策定し、全国の都市の中でも高い水準にある人件費比率※9を改善するとともに、これからのまちづくりにおいて重要な行政資源となる職員の適正な確保を図るために、定員管理の適正化を図ってまいります。

なお、「集中改革プラン」では、公営企業である企業局の職員数と企業局を除く職員数を別々に管理することとします。

（１）平成１７年４月１日から平成２２年４月１日までの定員管理の目標値

① 数値目標の基本的考え方

本市のまちづくりの理念である「文教住宅都市憲章」を堅持しつつ、県内及び、全国類似団体※10 の職員数との比較や本市の財政状況を勘案する中で、当面の定員管理目標を計画します。

なお、平成２０年度から後期基本計画※11 が開始することから、この計画策定に併せて、重点施策の内容、事業実施の手法等の様々な観点から定員管理目標の見直しを行うこととします。

② 数値目標の設定の仕方

①による基本的考え方に基づき、他市との比較、現状分析により削減目標値を設定し、これまでの職員削減の実績も勘案したうえで、計画期間の５年間の職員削減目標を算定します。

その際、本市のまちづくりの基本理念の基に整備されてきた、保育所、幼稚園、高等学校、ヘルスステーションなどの公共施設に配置されている職員、及び様々な施策を展開するために配置されている職員を急激に削減することや、現状でも他市に比較して少ない事務管理部門の職員数を更に削減していくことは、本市の行政運営に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、計画期間における職員の削減は、民間活力導入の推進や事務事業の再編整理の進捗状況と退職者数の状況との整合を図りつつ、計画的、逓減的に削減していくこととします。

③ 企業局を除く職員削減目標値

上記の考え方から設定する、計画期間である平成２２年４月１日までの、企業局を除く職員削減目標値は、次の通り定めることとします。

本計画期間の職員削減目標値

平成１７年4月1日の職員数1，４４１人から、１００人（▲6．９%）削減し、平成２２年4月1日の職員数を１，３４１人とする**ことを目標とする。**

④ **採用者・退職者の見込み**

定　員　削　減　計　画

(単位：人、％)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	削減数	削減率
4月1日定員目標値	職員数　a	1,441	1,417	1,406	1,385	1,374	1,341	▲ 100	-6.9%
	(うち普通会計)	1,381	1,357	1,346	1,325	1,314	1,281	▲ 100	-7.2%
	企業局職員数　b	99	98	97	96	96	96	▲ 3	-3.0%
	全職員数　a+b	1,540	1,515	1,503	1,481	1,470	1,437	▲ 103	-6.7%
前年度退職者数	退職者数　a		63	48	64	55	82		
	企業局退職者数　b		3	3	10	6	3		
	全退職者数　a+b		66	51	74	61	85		
採用者数	採用者数　a		39	37	43	44	49		
	企業局採用者数　b		2	2	9	6	3		
	全採用者数　a+b		41	39	52	50	52		

※退職者数は定年退職者と過去3年間の勧奨･普通退職者の状況を考慮して算定　　H17.12月末現在

（２）**平成１１年４月１日～平成１６年度４月１日までの純減実績**

① **過去の職員削減実績　【今後の削減計画と比較するため５年間の実績としています。】**

(単位：人、％)

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	削減数	削減率
4月1日の職員数	職員数　a	1,615	1,582	1,543	1,516	1,496	1,463	▲ 152	-9.4%
	(うち普通会計)	1,544	1,517	1,467	1,452	1,434	1,402	▲ 142	-9.2%
	企業局職員数　b	122	118	114	109	107	102	▲ 20	-16.4%
	全職員数　a+b	1,737	1,700	1,657	1,625	1,603	1,565	▲ 172	-9.9%

（３）**定員適正化計画の策定**

本市は、平成８年度に行政改革本部を設置して以来、これまで第１次、第２次の行政改革大綱を定め、退職者不補充を基本とする職員数の削減の取り組みを進め、成果をあげてきました。

しかしながら、数の削減に重点を置いた急速な削減を進めた結果、職員の年齢構成や職種別職員構成の不均衡、臨時職員の増加など、様々な課題、問題点が明らかになってきています。

また、これまで継続的に職員削減を実現してきたにもかかわらず、文教住宅都市の理念のもとに整備された市立高校、公立幼稚園・保育所、社会教育施設などの施設への職員配置が必要なことなどから、依然として平成１５・１６年度決算での人件費比率が全国の約７００都市の中で最下位から２番目となっており、財政健全化に向けては人件費の抑制が大きな課題になっています。

そこで、これらの課題、問題点を整理し、今後の適切な定員管理を行い、財政の健全化を目指すとともに、行政が果たすべき役割を充分に担っていけるような職員体制を構築していくことを目的として、平成１７年４月から平成２２年４月を計画期間とする「定員適正化計画」を集中改革プランにあわせ策定しました。

なお、平成２０年度から後期基本計画が施行されることから、その作業にあわせ、「定員適正化計画」の見直しを行ってまいります。

２．　給与等の適正化

本市では、行政改革に取り組む中で、職員給与の適正化を図ってまいりました。

しかし、昨今の厳しい財政状況や社会経済状況の変化の中で、市民の税金を原資とする公務員の給与制度については、市民の納得と支持の得られる給与体系、制度運用、水準の適正化などが強く求められていることから、国における給与制度改革を見据えつつ、県、近隣各市の実態、経済情勢、及び本市の財政状況を勘案し、更なる給与水準の是正や給与制度及びその運用の適正化を推進していきます。

（１）平成８年度から１７年度までの主な給与適正化の取り組み

（単位：千円）

取組項目	取組内容	削減効果額
特殊勤務手当の適正化	１１年度から４３項目の手当てのうち、７項目を廃止し、１項目を新設。	54,719
高齢者給与の抑制	１１年度から５８歳昇給延伸、６０歳昇給停止を実施。 １６年度から５８歳昇給停止を実施。	18,543
旅費日当の見直し	１１年度から旅費半日当を廃止。 １４年度から宿泊を除き、旅費日当を廃止。	78,713
退職手当の適正化	１３年度から退職時特別昇給を３号から２号へ引き下げ。	79,627
住居手当の適正化	１４年度から持ち家、借家以外の住居手当を４千円から２千円に削減。 １５年度からこの２千円を完全廃止。	99,956
初任給の適正化	１４年度から初任給格付基準を、国基準の２号高から１号高へ引き下げ。	13,213
通勤手当の適正化	１６年１０月から電車・バス等の交通機関利用者について、６ヶ月定期券等の購入額を支給	10,640
管理職手当の削減	８・９年度は「部・次・課長会」の申し出による、支給額１０%の自主返上。 １０年度～１３年度は規則改正による支給率１ポイント引き下げ。 １４年度から規則改正による支給率５ポイント（３３%～５６%）引き下げ。	369,285
時間外勤務手当の縮減	８年度から削減目標を定め実施。	194,678
調整手当の見直し	17 年度から支給率を１０%から８%へ２ ポイント削減。	188,373
	合　　計	1,107,747

（２）平成１８年度以降の給与適正化への取り組み

① 平成１７年度人事院勧告に伴う「給与構造改革」の取り組み

給与構造改革とは、平成１７年度人事院勧告において示された、俸給制度、手当制度全般にわたる抜本的な改革を行おうとする取り組みで、特に、地域ごとの公務員給与のあり方等を踏まえた見直しを行うものです。

具体的には、民間賃金の低い地域を考慮して、給料表の水準を全体として平均４．８％引き下げるとともに、民間賃金が高い地域には、３％から最高１８％の地域手当を新設すること、現行の号俸を４分割し、職員の勤務実績が反映される昇給制度を導入すること等の改革を行うものです。

本市は、これまでも国及び県に準じてきたことから、千葉県人事委員会の勧告を受け、平成 18 年度から給与構造改革に取り組むこととします。

【主な内容】

給料表の見直し	**給料表水準の見直し** 給料表の水準を県の給料表に準じて引き下げる。 行政職　平均　５．４％、最高　８．３％引き下げ 教育職　平均　５．６％、最高　７．８％引き下げ **※新給料表への切り替えにより、給料月額が下がる職員に対しては、平成１８年３月３１日時点の給料月額を保障する。** **号給構成の見直し** 勤務実績の昇給への反映を行うため、現行号給を４分割する。
勤務実績の給与への反映	**年功的な給与上昇の抑制** ５５歳以上の職員の昇給について、昇給幅を通常の職員の半分程度に抑制し、また、枠外昇給制度を廃止する。
地域手当の新設	**地域手当の新設** 地域の民間賃金水準を反映するため、現行の調整手当に替えて、地域手当を新設する。 地域手当の支給割合は、国の地域指定基準に基づき１０％（平成２２年度までに完成）とするが、ただし、平成１８年度は現行の調整手当の支給割合と同率の８％とする。

② 平成１８年度以降の給与適正化への取り組み

給与構造改革による取り組み以外の給与適正化への取り組みは以下のとおりです。

取組項目	実施内容	H18	H19	H20	H21	H22
諸手当の総点検の実施	特殊勤務手当について、危険・不快・不健康・困難等に限り支給する方向で見直す。	**実施**				
技能労務職の給与の見直し	国の技労職職員の給与表を参考に、給与の見直しを検討する。	**検討**				

３．　民間委託等の推進　　【詳細は「民間活力導入指針」参照】

本市は、これまでも清掃、警備、保守点検業務などの公共施設の管理業務や、ごみ収集運搬業務、学校給食調理業務などについて民間委託を実施し、民間活力を活用した効率的、効果的な行政運営に努めてきました。

しかし、長期に渡る景気低迷の影響による市税収入の落ち込みなどにより、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあります。

このような状況下でも、多様化、高度化する市民ニーズへの対応、少子高齢社会の到来や環境問題、安全・安心への要求の高まりなど、社会状況の変化に適切に対応するために、行政サービスを提供する方法を更に効率化していくとともに、行政需要に対応できる財政基盤を確立することが必要です。

国においては、「小さくて効率的な政府」の実現に向け、民間主導による持続的、安定的な経済成長の実現を目指し、「国から地方へ」、「官から民へ」の基本的な考え方のもとに規制緩和、構造改革が進められています。

また、民間においても様々なサービス産業が発展し、これまで行政のみが直接担ってきた行政サービスの提供についても、民間に委ねることが可能な環境が整ってきました。

こうしたことから、本市では、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、行政と民間の役割を改めて見直すことにより行政がこれまで行ってきた事務事業を総点検した上で、民間活力を活かした行政運営を進めて行くこととします。

（１）民間活力導入の基本的な考え方

本市が実施している事務事業や施設の管理運営について、効率性（コスト縮減）、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえつつ、市民サービスの向上を目指して、民間活力の導入を積極的かつ計画的に推進していくこととします。

その際、行政自らが事務事業を行うよりも、専門的な技術や知識を持つ民間の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる場合や、より地域に密着したＮＰＯ、ボランティア団体などの市民活動団体が実施することにより協働や住民参加などの施策目的が達成され市民サービスが向上する場合には、積極的にこれらの民間活力を活用した行政運営を推進していくこととします。

また、民間活力の導入の推進にあたっては、国の規制緩和や制度改正の動向等を踏まえ、中長期的な視点にたった検討を行い、行政と民間の役割を見直しつつ、市民の意見を尊重しながら、民間活力の導入準備が整ったものから順次取り組んでいくこととし、その際、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、別に定める「定員適正化計画」との整合性を図りつつ計画的な民間活力の導入を推進していくこととします。

（２）公の施設についての取組目標（指定管理者制度※12の活用）

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供する施設のことを言います。スポーツ施設、図書館、高齢者福祉センター、保育所などがこれにあたります。一方、住民の利用に供することが目的ではない、庁舎、クリーンセンター、ヘルスステーションなどは市が所有する施設ですが、公の施設ではありません。本市には、これら公の施設が１１６施設あります。

ただし、文教施設のうち、幼稚園、小・中学校、高等学校など３９施設は個別法の規定により、現状では指定管理者制度へ移行することはできません。

施設の種類	施設数	主な施設
①レクリエーション・スポーツ施設	１１	体育館、テニスコート、サッカー場、水泳プール、野球場、パークゴルフ場
②産業振興施設	０	
③基盤施設	４	リサイクルプラザ、習志野緑地（谷津干潟自然観察センター）谷津公園（バラ園）、その他の都市公園
④文教施設	６１	コミュニティセンター、生涯学習地区センター、公民館、図書館、少年自然の家、青年の家、小学校、中学校、幼稚園、高等学校　など
⑤医療・社会福祉施設	２９	総合福祉センター内各施設、保育所、養護老人ホーム、デイ・サービスセンター、老人福祉センター
⑥その他	１１	市営住宅、海浜霊園、鷺沼霊堂、勤労会館

これらの公の施設については、直営（一部業務委託を含む）、あるいは指定管理者制度による管理を行うことになります。本市では、毎年、施設管理の在り方について「民間活力導入指針」に基づき、点検、見直しを行い、管理コストを削減したうえで、利用者の皆様が満足のいくサービスを提供することを目指していきます。

①　指定管理者制度導入予定施設

平成１５年度の地方自治法改正により新たに創設された「指定管理者制度」を積極的に活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図っていきます。

◆18 年 4 月 1 日から指定管理者制度に移行する施設【17 年 12 月議会で議決済み】

施設名	概要	H18	H19	H20	H21	H22
養護老人ホーム白鷺園	併設のデイ・サービスセンターの指定管理者制度への移行にあわせて指定管理者制度に移行。	実施				
デイ・サービスセンター	管理委託制度の廃止により、白鷺園及び東部の両施設を指定管理者制度に移行。	実施				
高齢者福祉センター芙蓉園	併設のデイ・サービスセンターの指定管理者制度への移行にあわせて指定管理者制度に移行。	実施				
地域福祉センターいずみの家	管理委託制度の廃止により、指定管理者制度に移行。	実施				

施設名	概要	H18	H19	H20	H21	H22
コミュニティセンター 生涯学習地区センター	１８年度に、管理委託制度が廃止されることから、谷津、東部の両コミュニティセンター及び生涯学習地区センターゆうゆう館を指定管理者制度に移行。	実施				
スポーツ施設 （袖ヶ浦体育館など）	１８年度に、これまでの管理委託制度が廃止されることから、袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、実花水泳プール、秋津サッカー場、秋津野球場及び中央公園パークゴルフ場の９施設を一括で指定管理者制度に移行。	実施				
茜浜パークゴルフ場	１８年度に新設される茜浜パークゴルフ場の管理運営を、利用料金制による指定管理者制度とする。これにより、管理運営経費の縮減と民間のアイデアによる利用者の拡大、サービスの向上を目指す。	実施				

◆１９年度以降に指定管理者制度に移行する施設

施設名	概要	H18	H19	H20	H21	H22
老人福祉センター さくらの家	総合福祉センター内に併設する「いずみの家」が１８年度から指定管理者制度に移行することから、効率的な施設の管理運営を進めるため、次回指定の２１年度に向けて課題を整理し、２１年度から指定管理者制度に移行する。	検討	検討	検討	実施	
花の実園 希望の家	総合福祉センター２期棟を２１年度から指定管理者制度に移行する予定であり、総合福祉センターの効率的な管理運営を進めるため、問題点を整理し、２１年度から指定管理者制度に移行する。	検討	検討	検討	実施	
谷津干潟自然観察センター	民間のノウハウの活用、利用者サービスの向上などの効果が見込まれることから、谷津干潟保全事業、湿地交流事業など指定管理者制度になじまない事業等の整理を行ったうえで、１９年度から指定管理者制度に移行するする。	検討	実施			

施設名	概要	H18	H19	H20	H21	H22
谷津バラ園	現行でも管理は委託で行っていることから、経費節減が図られているが、民間活力を導入することで、施設の付加価値が高まり、利用者数の拡大等も想定されることから、充分に効果等を研究・検討し、２０年度から指定管理者制度に移行する。	検討		実施		

② **その他の手法により民間活力の導入を進める公の施設**

公の施設のうち、以下の施設については、指定管理者制度以外の手法により、民間活力の導入を進めていきますが、検討を進める中で、指定管理者制度への移行によるメリットが見込まれる場合には指定管理者制度を導入していきます。

施設名	概要	H18	H19	H20	H21	H22
図書館	現在、臨時職員及びパート職員で対応している業務について、２０年度から一部民間委託化を実施するとともに、その後、指定管理者制度への移行を目指し、図書館運営上の課題等を研究・検討する。 これらの取組みにより、正規職員が減少していく中での開館時間の延長、毎日開館やレファレンスサービスの充実など利用者サービスの拡大を図っていく。	検討		実施	検討	

③ **その他の公の施設**

①、②に示した公の施設以外の施設についても、毎年、検討を行い、経費の削減や市民サービスの向上が見込まれる場合には、積極的に指定管理者制度への移行を含めた民間活力の導入を推進していきます。

また、現在、別途検討を進めている、幼稚園、保育所への民間活力導入については、早期に結論を導き、前向きに取り組んでまいります。

（３）公の施設以外の施設についての取組目標

公の施設以外の公共施設の管理運営についても、民間活力の活用により市民サービスの向上が見込まれるか、あるいは管理運営に係るコストの官民の比較など多角的な検討を行い、また、定員管理の状況等を考慮した中で、市民への説明責任を果たしつつ民間活力導入を進めていきます。

施設名	概要	H18	H19	H20	H21	H22
津田沼浄化センター	現在も運転業務を民間委託しているが、施設の改修、下水処理の高度化などの課題を整理しつつ、平成２１年度からの包括民間委託への移行を検討、準備し、実施する。	検討			実施	

（４）業務運営等における取組目標

事務事業等の実施についても、「民間活力導入指針」に基づく事務事業の総点検を行い、市民サービスの向上や事務事業の経費の削減、効率化が見込まれる場合には、積極的に民間委託等を推進します。

業務名	概要	H18	H19	H20	H21	H22
ごみ収集業務	直営で行っているごみ収集委託について、退職者の状況を考慮し、平成 18 年度は委託車両を 1 台増するとともに、その後も計画的に委託化を進める。	継続実施				
市民農園管理運営業務	「特定農地貸付法」の一部改正を受け、これまで市が借り上げ管理していた市民農園について、農業者、農業協同組合等との連携により、農地所有者による市民農園の貸出しを実現する。	検討	実施			
東習志野こども園給食調理業務	こども園の給食調理業務を民間委託により実施する。	実施				
学校給食調理業務	給食の自校化にあわせ、給食調理業務を民間に委託する。現在、中学校７校中、第一中学校のみが給食センターから配送を受けているが、平成 ２０年度に給食調理場を整備し、平成 21 年度に調理業務を委託する。その後、給食センターの第 2 調理場を廃止する方向で検討を進める。	検討・準備			実施	検討

（５）総点検の実施

民間活力の導入に際しては、事務事業全般にわたって、行政サービスの提供方法や事業実施方法の効率化などについて、行政評価の結果に留意しつつ、「そもそも行政が行わなければならい事務事業であるのか」についての検討を含め、幅広く総点検を実施していくことが必要です。

この総点検は、その施設や事務事業の所管部局において毎年行い、その結果を行政改革推進委員会に報告するとともに、工程表の見直し結果を公表していくものとします。

【総点検の実施】

特に、平成１８年度の総点検においては、全ての公の施設についての今後の方向性を検討し、その結果は工程表の見直し結果として１８年度末までに公表します。

４．　事務事業の再編・整理、廃止・統合　【詳細は「財政健全化編」参照】

（１）事務事業見直しの基本的な考え方

限られた財源の中で、多様化、複雑化する市民ニーズや新しい行政課題に対応していくためには、当初の目的に照らし効果の薄れてきた事業など、見直すべき事業については、適切に見直しを行っていきます。

その際、「最少の経費で最良の市民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するために、市民の税金を最大限に活用するというコスト意識を常に保ちながら、コスト管理と効率性を徹底していきます。

さらに、行政が直接担うべきサービスの範囲や成果の評価、身の丈にあったサービス水準の検討結果などを踏まえるとともに、行政評価の結果を有効的に活用しながら、常に事務事業の見直しを推進していきます。

その際、作業経過の情報公開を行っていくことはもとより、行政改革懇話会での議論をはじめ、パブリックコメントの実施など、市民の皆様からのご意見、ご提案をいただきながら改革、見直しを推進していくこととします。

（２）「行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編」の着実な実行と事務事業の総点検の実施

平成１７年５月に策定した「第３次行政改革大綱　財政健全化計画」では、平成１７年度から平成１９年度までの３年間に約５３億円の財源不足が見込まれたことから、この財源不足に対応した取り組みを「改革工程表」として取りまとめ３８億４，５００万円の財政効果を見込みました。

平成１８年度予算は、これらの取り組みを踏まえ、更には三位一体改革や人事院勧告に基づく給与構造改革の影響を見込む中で予算編成作業を行い、収支均衡を図りました。

これらの財政健全化の取り組みの効果を、18 年度予算時点のデータに基づき「集中改革プラン」の計画期間である平成２２年度まで積算すると、次ページ以降に記載したとおり、歳出削減の効果額が約４１億７，９００万円、歳入増収の効果が約１６億４００万円、合計で約５７億８，４００万円の財政効果となります。

しかし、今後も厳しさを増してくることが予測される地方公共団体を取り巻く財政状況や社会経済情勢の変化を乗り切っていくためには、現行の財政健全化計画の着実な実施は勿論のこと、更なる改革・見直しを推進していくことが必要です。

【総点検の実施】

そこで、平成１８年度中に、行政評価の結果を有効的に活用しつつ、計画期間である平成２２年度までの事務事業の総点検を実施することにより「改革工程表」の見直しを行い、その結果を１８年度末までに公表します。

（３）「行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編」の取組事項

行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編の財政効果額

（単位：千円）

区　分	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
歳出削減額	▲ 1,369,392	▲ 669,392	▲ 956,819	▲ 1,183,819	▲ 4,179,422	
歳入増収額	235,491	324,789	599,709	444,112	1,604,101	
財 政 効 果 額	1,604,883	994,181	1,556,528	1,627,931	5,783,523	

財政運営の原点である「入るを量りて、出ずるを為す」ことに立ち返り、「負担に値する質の高い効率的な地方政府」の実現を目指し、財政構造の体質強化を図るために、以下の取り組みを実施します。

① 人件費の抑制

給与構造改革の影響及び定員適正化計画に基づく職員削減の効果は、18 年度予算編成時点で算入済みとしたため、ここでは、それ以外の取り組みである「特殊勤務手当の見直し」の効果を見込んでいます。

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
人件費の抑制	人事課	職員数の削減	定員適正化計画に基づき、平成22年4月1日の職員数(企業局を除く)を1,341人以下にする 17年4月1日の職員数1，441人を基準に、平成18年4月1日の職員数は、1，409人（見込み）、前年対比△32人の削減	財政予測に算入済み					
	人事課	特殊勤務手当の見直し	危険、不快、不健康、困難等に限り支給する方向で見直し（技術手当、自動車運転手当、年末年始勤務手当、他）	▲ 17,640	▲ 17,640	▲ 17,640	▲ 17,640	▲ 70,560	
	計			▲ 17,640	▲ 17,640	▲ 17,640	▲ 17,640	▲ 70,560	

② 普通建設事業の精査による経費節減

開発公社等への償還金を除く普通建設事業費について、18 年度予算編成時点において見込まれる 19 年度以降の事業費を総額 20 億円以内に抑制することによる効果額を見込んでいます。

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
普通建設事業の精査による経費節減	全庁	普通建設事業費の削減	環境事業団、開発公社への償還金を除く普通建設事業費について、費用対効果を徹底追求した事業の重点化、順序化を行う 充当一般財源8億円以内 （事業費ベース20億円）	▲ 1,143,000	▲ 443,000	▲ 712,000	▲ 889,000	▲ 3,187,000	
	関係各課	公共事業コストの削減策の検討と実施	公共工事の設計から発注までを検討し、従来のコストに較べ5％以上削減するように努力する	財政予測に算入済み					

③ 市単独事業の見直し

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
市単独事業の見直し	高齢社会対策課	敬老事業の見直し	敬老祝金のうち77歳支給を廃止する。	▲ 4,705	▲ 4,705	▲ 4,705	▲ 4,705	▲ 18,820	
	財産管理課	ローズマリーしおさいバス送迎助成事業	利用助成事業を廃止	▲ 8,800	▲ 8,800	▲ 8,800	▲ 8,800	▲ 35,200	
	計			▲ 13,505	▲ 13,505	▲ 13,505	▲ 13,505	▲ 54,020	

④ 市単独の各種扶助制度の見直し

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
市単独の各種扶助制度の見直し	高齢社会対策課	はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業	支給対象者を前年度の非課税世帯とする	▲ 2,814	▲ 2,814	▲ 2,814	▲ 2,814	▲ 11,256	
	高齢社会対策課	ローズマリーしおさい利用助成事業(高齢者)	60歳以上の高齢者に対する宿泊料相当額(3,675円)の助成廃止。(利用者2,400人)	▲ 5,733	▲ 5,733	▲ 5,733	▲ 5,733	▲ 22,932	
	障害福祉課	障害者(児)ローズマリーしおさい利用助成事業	利用料助成事業を廃止 (利用者 291人)	▲ 1,565	▲ 1,565	▲ 1,565	▲ 1,565	▲ 6,260	
	障害福祉課	心身障害者(児)及び付添人交通費助成事業	運賃割引があるので交通費助成を一部見直しする。身体障害者・知的障害者については運賃割引があり負担軽減が図られているため見直す。精神障害者は運賃割引がないため継続する。 (対象者71名)	▲ 2,054	▲ 2,054	▲ 2,054	▲ 2,054	▲ 8,216	
	障害福祉課	心身障害児童福祉手当支給事業	重度身障児に7,000円 (99人)、中軽度身障児に 4,000円(15人)を支給しているが見直しを実施する。	▲ 9,036	▲ 9,036	▲ 9,036	▲ 9,036	▲ 36,144	
	津田沼・鷺沼ヘルスステーション	寝たきり高齢者福祉手当	支給対象者を市民税非課税世帯で要介護度4又は5に限定する	▲ 9,563	▲ 9,563	▲ 9,563	▲ 9,563	▲ 38,252	17年8月支給分より実施
	津田沼・鷺沼ヘルスステーション	痴呆性高齢者介護手当	支給対象者を市民税非課税世帯で要介護度4又は5に限定する	▲ 1,518	▲ 1,518	▲ 1,518	▲ 1,518	▲ 6,072	17年8月支給分より実施
	子育て支援課	児童福祉施設等入所児童徴収金助成事業	児童福祉施設入所児にかかる徴収金の1／2の自己負担分助成を廃止する。 (対象者60名)	▲ 1,270	▲ 1,270	▲ 1,270	▲ 1,270	▲ 5,080	17年度は経過措置分予算計上
	計			▲ 33,553	▲ 33,553	▲ 33,553	▲ 33,553	▲ 134,212	

⑤ 民間委託の推進

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
民間委託の推進	学校教育課	学校給食調理業務委託	給食の自校化にあわせ調理業務を民間に委託する。(一中調理場整備) 中学校学校給食単独校化が完了後、第2調理場を廃止する方向で検討			▲ 18,267	▲ 18,267	▲ 36,534	
	こども企画管理課・こども保育課	(仮)東習志野こども園調理業務の民間委託	こども園の調理業務を効率化するため民間に委託する	▲ 10,063	▲ 10,063	▲ 10,063	▲ 10,063	▲ 40,252	
	指導課	英語指導助手(ALT)の派遣方法の見直し	中学校に配置する英語指導助手7名のうち、JETプログラムによる6名を平成16年度より順次民間委託に移行。なお、15年度より小学校専任の民間委託によるALTを2名派遣している。	▲ 215	▲ 215	▲ 215	▲ 215	▲ 860	
	計			▲ 10,278	▲ 10,278	▲ 28,545	▲ 28,545	▲ 77,646	

⑥ 指定管理者制度の活用

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
指定管理者制度の活用	各課	管理委託制度による施設管理を行っている16施設を指定管理者制度に移行する	≪対象施設≫ スポーツ施設 コミュニティーセンター 生涯学習地区センター 高齢者福祉センター デイサービスセンター 地域福祉センター	▲ 18,462	▲ 18,462	▲ 18,462	▲ 18,462	▲ 73,848	
	高齢社会対策課	白鷺園 (養護老人ホーム、短期生活介護事業)	効率的な運営を実施するため、白鷺園デイサービスセンターを指定管理者制度に移行する時期に併せ、養護老人ホームの運営も指定管理者制度へ移行する。	▲ 51,846	▲ 51,846	▲ 51,846	▲ 51,846	▲ 207,384	
	計			▲ 70,308	▲ 70,308	▲ 70,308	▲ 70,308	▲ 281,232	

⑦ 事務事業の効率化

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
事務事業の効率化	企画政策課	印刷物への広告掲出	市が作成する刊行物や封筒等に広告を掲出し、経費の節減を図る。	財政予測に算入済み					
	契約課	車両集中管理の軽自動車への転換による維持管理経費の削減	軽自動車導入による維持管理経費の削減	▲ 800	▲ 800	▲ 960	▲ 960	▲ 3,520	
	関係各課	交際費の縮減	交際費の縮減	▲ 85	▲ 85	▲ 85	▲ 85	▲ 340	
	計			▲ 885	▲ 885	▲ 1,045	▲ 1,045	▲ 3,860	

⑧ 補助金の見直し

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
補助金の見直し	各課 行革本部	補助金の見直し	「補助金制度に関する指針」に基づく、補助事業の内容、団体の経理状況を把握し、補助金額の縮減や終期の設定などにより整理合理化を進める	▲ 80,223	▲ 80,223	▲ 80,223	▲ 130,223	▲ 370,892	
	計			▲ 80,223	▲ 80,223	▲ 80,223	▲ 130,223	▲ 370,892	

⑨ 市税等収入の確保

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
市税等収入の確保	税制課	徴収率の向上	市税の徴収率を14年度決算の91．3%から平成19年度までに1%アップする税目ごとに徴収率のアップに努め、財政予測の市税収入を上回る税収を目指す。	41,410	27,564	61,244	55,499	185,717	
	市民税課・資産税課	進出企業等による税収の確保	進出企業等の課税客体を的確に把握し、税収の確保を図る	20,000	40,000	60,000	80,000	200,000	
	企画政策課	環境整備協力金の確保	新たな財源として、(仮称)ボートピア習志野の建設に伴う環境整備協力費を確保する	財政予測に算入済み				0	
	計			61,410	67,564	121,244	135,499	385,717	

⑩ 市有財産の有効活用

区分	所管課	取り組み事項	取組事項	19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計	備考
市有財産の有効活用	財産管理課	市有地の未利用地の売却	未利用市有地の計画的な売却	174,080	257,224	478,464	308,612	1,218,380	
	各課	市刊行物の売り払い	自主財源確保の観点から、予算書等市の刊行物の売り払いを行う。	1	1	1	1	4	
	計			174,081	257,225	478,465	308,613	1,218,384	

５．　財政健全化への取り組み（経費節減等の財政効果）

集中改革プランの策定にあたり、平成１８年度予算編成後のデータに基づき、現行制度が継続するとの前提により平成２２年度までの財政予測を実施しました。

その結果、行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編の取り組みを実施したとしても、平成２２年度までの計画期間内に、約１０４億円の財源不足となる見込みとなりました。

分権時代の進展により、今後益々、自主自立した財政運営が求められる中では、時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤を確立することにより、多種多様な市民ニーズへの対応を図っていく必要があることから、更なる財政効果を見込むこととします。

（１）給与構造改革の影響及び定員適正化計画に基づく職員削減による財政効果

これまでの財政予測では、平成１９年度末までに職員数（企業局を含む）を１，５００人以下とする計画のもとで人件費の推計を行っており、２０年度以降は１，５００人体制が継続するという前提でした。

また、退職手当についても、定年退職者の退職手当のみを推計していました。

今回、「集中改革プラン」の策定にあわせ、平成２２年４月１日の職員数を計画する「定員適正化計画」を策定し、平成１７年４月１日の職員数から１００人の職員を削減するという計画としたことから人件費の推計を見直しました。

その際、退職手当についても、定年退職者だけではなく、過去の実績等から勧奨・普通退職者の見込みも考慮しました。

あわせて、給与構造改革による影響も考慮しました。

その結果、下表のとおり、計画期間内で８億７，１００万円の削減効果となりました。なお、この削減効果額は、財政予測に算入済みとなっています。

人件費予測の比較(平成１８年度～２２年度)

(単位:百万円)

	区　分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
①従前の推計	人件費	13,755	14,194	13,870	14,614	14,045	70,478
	うち職員給等	12,854	12,878	12,784	12,747	12,523	63,786
	うち退職手当	901	1,316	1,086	1,867	1,522	6,692
②集中改革プラン	人件費	13,755	14,277	13,658	14,303	13,614	69,607
	うち職員給等	12,854	12,719	12,386	12,283	11,947	62,189
	うち退職手当	901	1,558	1,272	2,020	1,667	7,418
差引②-①	人件費	0	83	▲ 212	▲ 311	▲ 431	▲ 871
	うち職員給等	0	▲ 159	▲ 398	▲ 464	▲ 576	▲ 1,597
	うち退職手当	0	242	186	153	145	726

（２）施設管理、事務事業の実施への民間活力の導入による財政効果

「３．民間委託等の推進」の項目で掲げた指定管理者制度の導入や業務運営等への民間活力の導入による財政効果は、主に職員の削減効果として表れ、経費的には人件費から委託料などの物件費への支出科目の移行となり、現時点においては、直接的な財政削減効果を算定していません。

従って、平成１８年度に行う「民間活力導入の総点検」において、職員削減目標の積み増しを行うとともに、一定の算定ルールを定め、財政効果を積算していくこととします。

（３）事務事業の総点検の実施による財政効果

現時点では、行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編の取り組みにより、平成１９年度から平成２２年度までの４年間に、約４１億７，９００万円の歳出削減効果を見込みました。

しかし、この効果を見込んだ財政予測においても、依然として約１０４億円の財源不足が見込まれ、更に、本項における各取り組み項目を実施したとしても、収支均衡を図ることが困難な状況となっています。

従って、「４．事務事業の再編・整理、廃止・統合」の項目に掲げた、平成１８年度中に実施する「事務事業の総点検」により、更なる改革・見直しを強力に推進していくことにより、「集中改革プラン」の計画期間中の収支均衡を図ることを目指します。

（４）「補助金制度に関する指針」に基づく市単独補助金の見直し

補助金制度の見直しについては、平成１７年７月２９日付けで、行政改革懇話会から補助金制度の見直しに関する提言書が提出され、現在、平成１８年度中の補助金制度の見直しに向け準備作業を行っているところです。

平成１７年度中に「補助金制度に関する指針」を策定し、見直しに関する第三者機関を設置し、補助金の見直しを行ってまいります。

この見直しについては、既に財政健全化編に計上済みであり、平成１９年度に約５，０００万円、３年後の平成２２年度には更に５，０００万円の財政効果を見込んでいます。

（５）財政調整基金をはじめとする基金の有効活用による財政効果

財政調整基金とは、地方公共団体の予算編成にあたり、経済情勢等の著しい変化や災害などにより財源の確保が困難となった場合などに財源の不均衡を調整するための基金で、家庭での貯金にあたります。本市では、平成２年度以降この財政調整基金の取り崩しを実施し予算編成を行ってきました。特に最近数年間は、市税収入等の落ち込みや三位一体改革の影響への対応などにより、この基金取り崩し額が１０億円前後となっており、平成１７年度末の基金残高見込み額が約１５億円となっております。

このため、従前の財政予測では、この基金取り崩し額を抑制、あるいは行わない方針で作成していましたが、平成２２年度までの財政予測では、財源不足額が多額

となることから、財政調整基金等を有効的に活用することで対応することとし、その財政効果を計画期間内に約２５億５，１００万円見込みます。

なお、毎年の決算における剰余金のうち２分の１以上を財政調整基金に積み立てることになっており、財政予測ではこの積立金を毎年５億円で計上しております。

（６）普通建設事業実施計画の精査に基づく債務償還計画見直しによる財政効果

債務負担行為※13に基づく公共用地などの先行取得を行った経費については、償還計画に基づいて計画的に償還しており、最近は普通建設事業が減少傾向にあることから、新規の債務負担行為の設定が抑制され、債務負担行為残高は年々減少しています。

その結果、平成１６年度末では債務負担行為残高が約１５９億円となっています。

この債務の償還にあたっては、事業を実施する年度に事業用地として活用することで、補助金の活用や地方債の対象となり、一般財源（市税）の充当を抑制することができます。

従って、従前の債務負担行為の償還予定を事業の実施計画と再度調整することにより、計画期間内の債務の償還を抑制していくこととし、この財政効果を計画期間内に約２３億４，８００万円見込みます。

【削減可能見込み職員数と民間活力導入の取り組みの関係】

「１．定員管理の適正化」における 100 人の職員削減の算定根拠は、「３．民間委託等の推進」に計画された指定管理者制度への移行、業務運営等の民間委託を実施することにより、その施設や業務運営に携わる約 80 人の職員を別の事務事業に振り替えることで、退職者の補充を抑制することが可能となるためです。

さらに、現在検討中の幼稚園、保育所の運営への民間活力の導入を進めることによる職員削減を見込み、100 人の職員削減を見込みました。

見直しの方針	対象となる施設、業務	削減可能人数
業務委託、臨時職員の活用等	図書館、公民館・市民会館、津田沼浄化センター	**１７人**
指定管理者制度導入	谷津干潟自然観察センター、谷津バラ園、白鷺園、花の実園・希望の家、さくらの家	**３５人**
業務運営等の民間委託、臨時職員の活用	ごみ収集業務、市民農園管理業務、給食調理業務等	**２７人**
	幼稚園・保育所などの今後の見直しによる追加	**２１人**
合　計		**１００人**

Ⅴ．集中改革プラン実施後の財政予測

１．平成１８年度から平成２２年度の財政予測

（１）財政予測の経過

第１段階：自然体の財政予測

平成１８年度予算編成が終了した段階での予算額をベースに、人件費については給与構造改革による影響額及び定員適正化計画に基づく職員数の削減を見込み、その他の経費については、現行制度が継続するとの前提で、三位一体改革や税制改正の影響、過去の経費の伸び率などを考慮し自然体の財政予測を行いました。

この段階で、約１６２億円の財源不足が見込まれました。

第２段階：財政健全化編実施後の財政予測

第１段階の財政予測に「行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編」の歳出削減、歳入増収の効果額を算入し、再度、財政予測を実施しました。

この段階でも、約１０４億円の財源不足となりました。

第３段階：集中改革プラン後の財政予測

第２段階の予測結果に、財政調整基金の活用、債務償還計画の見直しなどの効果を算入し、最終的な財政予測としました。

この段階においても、５５億２，０００万円の財源不足の見込みとなっています。

（２）財政予測の結果　Ⅰ

第１段階：自然体の財政予測

【財政予測を行った際の主な前提条件】

歳　入

１．**市税**

① **個人市民税**

高齢化の進行や、回復傾向にあるとはいえ、依然として厳しい雇用情勢等を勘案し、納税義務者数は、特別徴収者が減少し、普通徴収者は増加するとして推計した。なお、１６年度税法改正による公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止及び１７年度税制改正による定率減税、住民税の税率見直しの影響を１８年度以降分に算入。また、１９年度からの定率減税廃止、三位一体改革による税源移譲に基づく住民税率１０％フラット化（市民税６％）についても算入。

② **法人市民税**

１７年度以降の経済成長率を概ね２％台と想定し、法人市民税の推計を実施。

③ **固定資産税（土地）**

負担調整措置及び地価下落に対応した税負担の措置等を考慮しつつ、１９，２０年度については地価下落により１％の減を見込み、21 年度以降は下落がないものとした。

２．**地方交付税**

１８年度予算編成段階の交付額を算定基礎にして算出。
基準財政収入額は、市税の伸び率を考慮して算出し、地方特例交付金及び減税補てん債の減収分を反映。基準財政需要額は、１９年度以降も１８年度見込額と同額で算出。

３．**臨時財政対策債**

現在の制度が１８年度で終わることから１９年度以降は計上せず。

４．**その他**

１９年度以降ボートピア環境整備協力金を３億円見込む。

歳 出

１．人件費

給与構造改革の影響及び「定員適正化計画」に基づく職員削減見込みに基づき算出。

２．扶助費

過去の実績を考慮し、生活保護費の伸び率６％、その他の扶助費の伸び率４％で算出。

３．物件費

１９年度以降は、財政健全化計画に基づき、１７年度当初予算額から１億円減額して計上。

４．普通建設事業

１９年度以降は、開発公社償還金、旧環境事業団償還金等のルール分を計画に基づき計上するとともに、建設事業分は１８年度予算の状況により計上した。

年次別財政予測（平成１８年度～２２年度）

【歳入】　（単位：百万円）

区　分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
市税	23,201	24,699	24,942	24,465	24,543	121,850
地方交付税	1,900	2,288	2,099	2,462	2,406	11,155
国庫支出金	2,827	3,198	2,967	3,102	3,280	15,374
市債	2,272	1,832	880	1,123	1,249	7,356
その他	10,720	8,595	7,962	7,881	7,812	42,970
歳入合計 ①	40,920	40,612	38,850	39,033	39,290	198,705

【歳出】　（単位：百万円）

区　分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
人件費	13,755	14,277	13,658	14,303	13,614	69,607
うち職員給等	12,854	12,719	12,386	12,283	11,947	62,189
うち退職手当	901	1,558	1,272	2,020	1,667	7,418
扶助費	4,446	4,659	4,884	5,119	5,367	24,475
公債費	4,497	4,558	4,854	4,844	4,812	23,565
物件費	7,918	7,763	7,763	7,763	7,763	38,970
普通建設事業費	3,449	5,406	3,870	7,135	4,269	24,129
その他	6,855	6,844	6,854	6,829	6,782	34,164
歳出合計 ②	40,920	43,507	41,883	45,993	42,607	214,910

財源不足額 ③ ①－②	0	▲ 2,895	▲ 3,033	▲ 6,960	▲ 3,317	▲ 16,205

※人件費の額は、事業費支弁、特別会計への振り替え等を考慮しない職員実数で積算。

（３）集中改革プランによる財政効果

下表のとおり、行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編及び集中改革プランにおける財政健全化への取り組みを実施した場合、**１０６億８，５００万円の財政効果**となります。しかし、依然として、平成２０年度から平成２２年度の**３年間で５５億２，０００万円の財源不足が解消できない**状況となっています。

従って、この財源不足額へ対応するために、平成１８年度中に、民間活力導入の総点検及び事務事業の総点検を実施するなど、継続的に行財政改革に取り組んでいきます。

集中改革プランによる財政効果と財政収支見通し

(1) 第1段階：自然体の財政予測　　(単位：百万円)

区分			19年度見込み	20年度見込み	21年度見込み	22年度見込み	計
収支見通し	歳入	A	40,612	38,850	39,033	39,290	157,785
	歳出	B	43,507	41,883	45,993	42,607	173,990
	差引→財源不足額	A－B＝C	▲ 2,895	▲ 3,033	▲ 6,960	▲ 3,317	▲ 16,205

(2) 第2段階：財政健全化編の実施による財政効果

財政健全化編の実行による効果額							
行政運営経費の削減		D	1,161	461	730	907	3,259
	内部管理的経費の必要最小限化		18	18	18	18	72
		人件費の抑制	18	18	18	18	72
	普通建設事業の精査による経費節減		1,143	443	712	889	3,187
時代に即したサービスへの転換（既存事業の見直し）		E	209	209	228	278	924
	市単独事業の見直し		48	48	48	48	192
		市単独の各種扶助制度の見直し	34	34	34	34	136
		市単独事業の見直し	14	14	14	14	56
	民間委託の推進		10	10	29	29	78
	指定管理者制度の活用		70	70	70	70	280
	事務事業の効率化		1	1	1	1	4
	補助金の見直し		80	80	80	130	370
歳入の確保		F	235	325	599	444	1,603
	市税等収入の確保		61	68	121	135	385
	市有財産の有効活用		174	257	478	309	1,218
効果額計		F+D+E＝G	1,605	995	1,557	1,629	5,786

第2段階：財政健全化編実施後の財源不足額	C+G=H	▲ 1,290	▲ 2,038	▲ 5,403	▲ 1,688	▲ 10,419

(3) 第3段階：集中改革プラン（財政健全化への取り組み）の実施による財政効果

財政健全化への取り組み							
基金の有効活用による財政効果		I	1,051	500	500	500	2,551
債務償還計画見直しによる財政効果		J	239	▲ 239	2,609	▲ 261	2,348
効果額計		I+J＝K	1,290	261	3,109	239	4,899

第3段階：集中改革プラン後の財源不足額	H+K=L	0	▲ 1,777	▲ 2,294	▲ 1,449	▲ 5,520

【財政効果額合計】

		19年度	20年度	21年度	22年度	合計
効果額計	G+K	2,895	1,256	4,666	1,868	10,685

★各年度末数値目標見込み　　(単位：人、千円、％)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17年4月1日 17年度末見込み
4月1日現在の職員数（企業局を除く）	1,417	1,406	1,385	1,374	1,341	1,441
年度末債務残高（公共下水道事業を含む）	90,137,899	85,542,155	80,265,685	75,212,721	69,904,501	93,193,470
年度末将来債務比率（特例債を除く）	139.5%	129.3%	117.5%	107.5%	96.6%	152.0%

（４）財政予測の結果　II

第３段階：集中改革プラン後の財政予測

行政改革推進実施計画（改定）財政健全化編及び財政健全化への取り組みを実施した後の財政予測は、下表のとおりとなりました。

年次別財政予測(平成18年度～22年度)　集中改革プラン実施後

【歳入】　(単位:百万円)

区　分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
市税	23,201	24,760	25,010	24,586	24,678	122,235
地方交付税	1,900	2,288	2,099	2,462	2,406	11,155
国庫支出金	2,827	3,198	2,967	3,102	3,280	15,374
市債	2,272	1,832	880	1,123	1,249	7,356
その他	10,720	9,820	8,719	8,859	8,621	46,739
歳入合計　①	40,920	41,898	39,675	40,132	40,234	202,859

【歳出】　(単位:百万円)

区　分	18年度 見込額	19年度 見込額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度 見込額	合計 H18～H22
人件費	13,755	14,259	13,640	14,285	13,596	69,535
うち退職手当	901	1,558	1,272	2,020	1,667	7,418
扶助費	4,446	4,620	4,845	5,080	5,328	24,319
公債費	4,497	4,558	4,854	4,844	4,812	23,565
物件費	7,918	7,763	7,763	7,763	7,763	38,970
普通建設事業費	3,449	4,024	3,666	3,814	3,641	18,594
その他	6,855	6,674	6,684	6,640	6,543	33,396
歳出合計　②	40,920	41,898	41,452	42,426	41,683	208,379

財源不足額　③ ①－②	0	0	▲ 1,777	▲ 2,294	▲ 1,449	▲ 5,520

※人件費の額は、事業費支弁、特別会計への振り替え等を考慮しない職員実数で積算。

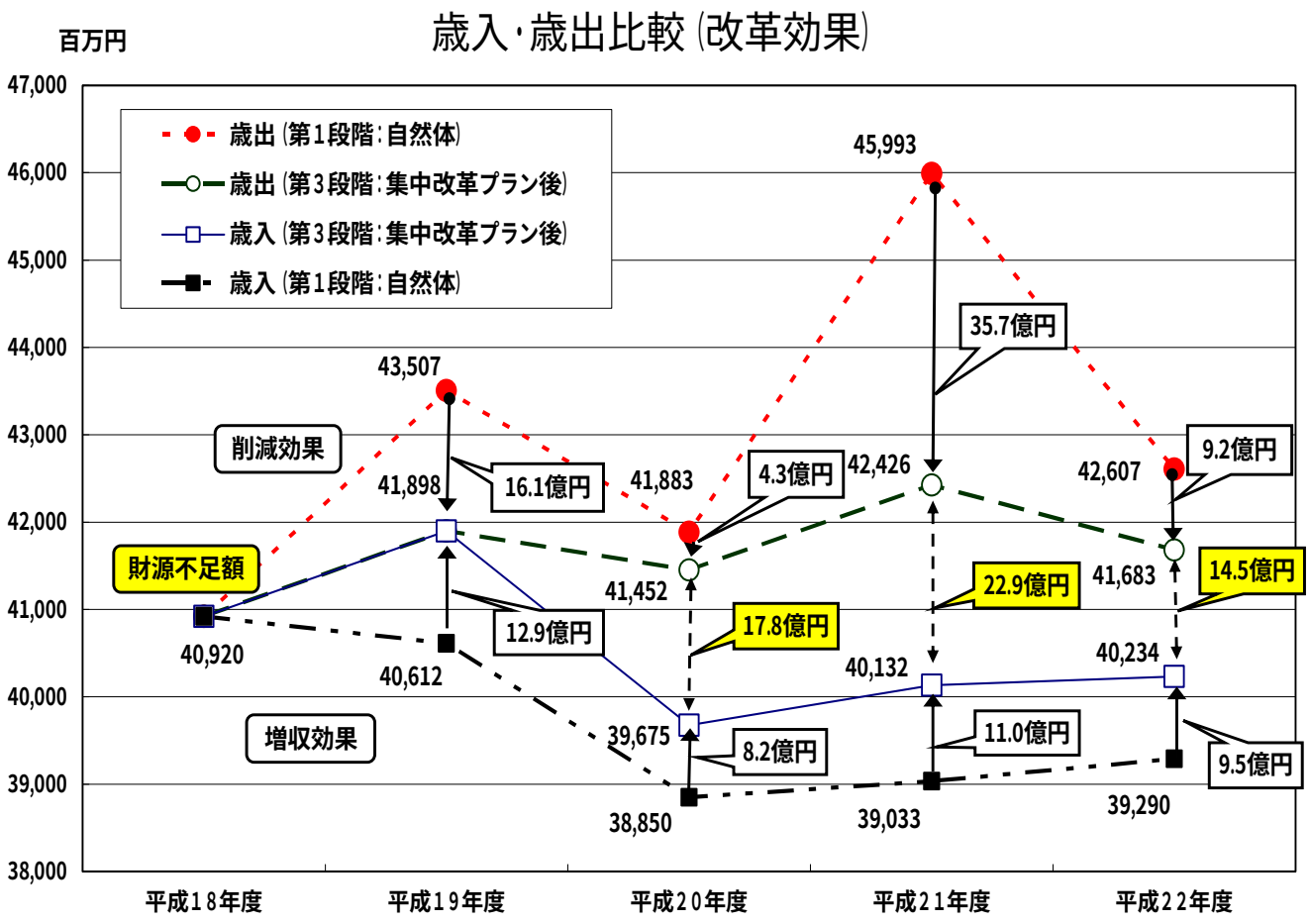
歳入・歳出比較（改革効果）
百万円
47,000
46,000
45,000
44,000
43,000
42,000
41,000
40,000
39,000
38,000
歳出（第1段階：自然体）
歳出（第3段階：集中改革プラン後）
歳入（第3段階：集中改革プラン後）
歳入（第1段階：自然体）
削減効果
財源不足額
増収効果
43,507
41,898
41,883
45,993
42,426
42,607
41,452
41,683
40,920
40,612
40,132
40,234
39,675
39,033
39,290
38,850
16.1億円
4.3億円
35.7億円
9.2億円
22.9億円
14.5億円
12.9億円
17.8億円
11.0億円
8.2億円
9.5億円
平成18年度
平成19年度
平成20年度
平成21年度
平成22年度

Ⅵ. その他の取り組み　　**【詳細は「行政運営改革編」参照】**

「集中改革プラン」を実施することにより、第３次行政改革大綱（改定）に掲げた、**「１　財政の健全化」、「２　行政サービスの更なる充実」、「３　市民参画と協働の推進」**の３つの目的を達成します。

そのために、６つの基本的方向に基づく次の取り組みを実施します。

１．市民・民間部門と行政の役割の見直し

社会環境が急速に変貌し、歳入が減少していく中で、地域のニーズは益々多様化、増大するとともに、新たな課題への対応も必要となっています。

しかし、右肩上がりの時代のように、行政主導だけで地域の公共サービスを支えることは困難になってきており、今後、将来にわたって持続可能な地域経営を続けていくためには、市民や企業、民間非営利組織（ＮＰＯ）、ボランティアなど自主性と創造性を活力とする団体とともに公共サービスを担い合っていくことが必要です。

そこで今後の行政運営においては、「新しい公共空間」を形成していくという観点から、個人、地域や民間部門ではできない（もしくは非効率な）もののみを行政が行うという「補完性の原理」を踏まえつつ、行政が行う業務の範囲を明確化し、事務事業の継続の必要性をチェックすることとします。

また、民間部門におけるサービス提供分野の拡大などの状況を踏まえ、民間部門と競合すると認められる分野については、業務委託や指定管理者制度の活用などにより、積極的に民間活力を導入していきます。

実施年度	取組事項【所管課】	内　　容	効果等
１８年度	市民参加のための基本方針の策定【まちづくり推進課・企画政策課・行革本部】	市と市民・ＮＰＯ・ボランティア・企業等との協働によるまちづくりを推進していく基本的な考え方、システム構築についての方針を策定します。	公共分野における市と市民等との役割分担のあり方等の考え方を整理し、連携を図っていきます。
継続推進	文化関係団体のＮＰＯ等への改組支援【社会教育課】	文化関係団体のＮＰＯ法人、中間法人等への法人化を支援し、自立性を高めた上で、行政との適正なパートナーシップを実現します。	ＮＰＯ法人、中間法人等への法人化をすることで、行政に依存しない自立した団体へ脱皮することができます。

２．公正で透明な行政運営の推進

本市では、これまでも開かれた行政の実現と、市民から信頼される行政運営を目指し、市民に対する説明責任を果たすことが重要であるとの認識のもとに、行政情報は全て市民との共有の財産であるとの基本認識に立ち、積極的な情報公開に努めてきました。

今後はこれまで以上に、市民が市政運営に参画し協働する機会が増え、行政活動の計画・決定・実行のそれぞれの段階（プロセス）において市民に評価・監視していただく場面も増えてきます。その際に市民が判断し、決定できるようにするためには、より多くの情報が必要となってきます。

そこで、これまで以上に情報の提供を積極的に行い、行政運営の公正性、透明性、公開性の向上に努めていくこととします。

実施年度	取組事項【所管課】	内　　容	効果等
継続推進	パブリックコメント制度の充実【企画政策課】	基本的な政策等を策定する際、素案の段階で市民に公表し、提出された意見を考慮して意志決定を行う本制度を充実します。	市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市の市民に対する説明責任を果たし、市民との協働による公正でより民主的な市政を推進します。
継続推進	ホームページの充実【広報課】	ホームページ上で、いつでも、どこでも必要な情報を得ることができるようにします。	統計資料・財政資料などをホームページ上で取得できるようにします。
継続推進	審議会等の公募委員の拡大【各課】	行政運営に市民参画を進めていく観点から、審議会等の公募委員の割合を拡大します。	多様な市民の意見が反映されます。
継続推進	審議会等の女性委員の登用【各課】	より多様な意見を反映させるため、審議会等に多くの女性委員を登用します。	≪目標≫ １５年度末で２４．３%の割合を平成１９年度までに３０%に高めます。
継続推進	審議会等の会議の公開【各課】	１７年度に策定した「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、会議を公開します。	審議会等の運営の透明性、公平性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政を推進します。
１８年度	市議会の広報活動の活性化【議会事務局】	現行では広報誌「習志野議会」とホームページにとどまっている広報媒体を精査検討し、市議会活動の内容を広く市民に提供します。	本議会を市民が視聴できる広報媒体を少なくとも１つ創設します。例えばインターネット、ケーブルテレビによる議会中継、図書館において議会中継ビデオの貸出など。
継続推進	広聴内容のホームページへの公表【すぐきく課】	キャッチボールメール等、市民からの意見、要望を積極的にホームページに公表します。	市政への関心、信頼を高めるとともに、建設的な意見の増加が期待できます。 （１６年度から一部実施）
１９年度	市民への問題提起資料（グリーンペーパー）の作成【各課】	広く市民と福祉やまちづくり等に関する問題点を共有し、共に解決方法を考えていただくために、行政の見解や提案をまとめた討議用の資料を作成し、公表します。 この問題提起資料を活用し、市民との意見交換を行いながら、各分野の施策の再構築を進めます。	市民と職員が各分野の全体的な問題点を共有して考え、検討することができます。

３．職員の意識改革と人材育成

地方分権の時代に、自治体が競争力を持つ施策を展開し、市民に対して的確な施策を提案するためには、職員一人ひとりの意識改革が不可欠となります。

そのためには、既存の枠組みに捕らわれない柔軟な発想と問題意識のもと、状況の変化に敏感に反応し、自ら情報収集に努め、施策の方向性や実施方法を考えることができる職員の育成が求められています。

また、人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、より一層の資質の向上を図ることが必要です。

そこで、これからの行政運営を担う職員として、市民の声に耳を傾け、市民とともに考え、市民の力を引き出して、情熱を持って問題解決に取り組む、行政のプロフェッショナルの人材を育成していきます。

また、全体的、長期的な視点を持ち、自らの使命（ミッション）を自覚して、果敢に行動する、チャレンジ精神にあふれる自律型人材を育成していきます。

実施年度	取組事項【所管課】	内　　容	効果等
１９年度	査定型人事考課の導入【人事課】	職員の徹底した意識改革による、効果的、効率的な行政運営を推進します。	公務員制度改革の動向を注視しつつ取り組みます。
１９年度	職員提案制度の発展【人事課】	現在ある職員提案制度を発展させて、自分のアイデアを提案し、自ら事業化までを担うことができる庁内ベンチャー制度を創設します。	市民サービスの向上、事務の効率化など様々な分野で職員の意欲的な提案が実施されることで職員のやる気の醸成、活性化につながります。
継続推進	オフサイトミーティングの実施【行革本部】	職場での組織、役職を超えて、ざっくばらんに気楽にまじめな話をする機会を創設します。	組織内部のコミュニケーションが活発化し、職員の信頼関係が深まり、縦横の関係にとらわれない仕事の進め方につながります。
継続推進	窓口対応（接遇）の向上【各課】	「んっ？なにか変わった！？」を活用するとともに、お客さまサービス向上リーダーの育成を促進し、窓口（電話含む）対応の向上を図ります。 また、チェックリストに基づき各職場の状況を自己評価するとともに、市民からも評価を受け、必要な改善を推進します。	迅速かつ丁寧な対応により、お客さま（市民）の満足度、納得度が高まります。 職員の総合的な資質が高まります。

４．自立型組織への転換と組織の再編

歳入の増加が見込めないこれからの時代においては、網羅的に施策を推進するのではなく、トップの政策ビジョンと基本姿勢を組織全体で共有しながら財政的資源と人的資源を効果的に投入し、「選択と集中」により、確実に成果をあげていくことが必要です。

そこで、これからの組織機構の編成にあたっては、社会経済を取り巻く環境の変化を的確に捉え、施策の方針を選択し、その決定が迅速に実行できる組織を構築するため、各部局の予算・組織の自律性を高める方式を導入し、全庁的な経営方針のもとに部局自らの権限と責任で経営を行う仕組みづくりを進め、「管理型」から目的志向の「自律型」組織への転換を推進します。

また、政策目標ごとの施策展開への組織的な対応を図るとともに、「全庁的なマネジメント機能の強化」、「部局の自律経営と成果志向」、「市民との協働の視点に立った市民にわかりやすい組織」の観点から経営的、戦略的な組織運営ができる組織の再編に取り組みます。

実施年度	取組事項【所管課】	内　　容	効果等
継続推進	組織機構の見直し【企画政策課】	「新しい行政課題への対応」「スリム化・効率化・フラット化」を勘案しつつ、常に時代にあった組織機構とします。	市民サービス・時代のニーズに適合した組織を創り上げることにより、市民の信頼、市民満足度の向上を図ります。
１８年度	行政マネジメントの確立【企画政策課・財政課】	実施計画・行政評価・予算編成を連動させたマネジメント　システムを確立します。	実施計画・行政評価・予算編成を一体化し、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のサイクルを実行します。
１８年度	庁内分権の推進【企画政策課・人事課・財政課】	１６年度予算編成から進めている庁内分権を、更に、組織等にかかる権限まで拡大し、責任の明確化を図った上で、各部の自律的な経営を進める。 併せて、各部の庶務機能を見直し、企画立案、予算編成等の機能を強化する。	各部の主体性と連携を強化・向上させ、現場の意向を反映した中で、成果達成型の組織を構築していきます。

５．簡素化、効率化による見直し・成果の視点からの見直し

「最少の経費で最良の市民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するため、市民の税金を最大限効果的に活用するという、コスト意識を常に保ちながら、民間企業に負けない厳しいコスト管理と効率性を徹底します。

さらに、行政が直接担うべきサービスの範囲や成果の評価、身の丈にあったサービス水準の検討結果などを踏まえるとともに、行政評価の結果を有効的に活用しながら、常に事務事業の見直しを推進していきます。

また、これまでの予算主義の発想から脱して、事業を実施した結果、どのような成果をあげたのかを重視する決算主義的発想への転換を進め、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の向上を図っていくこととします。

実施年度	取組事項【所管課】	内　　容	効果等
１８年度	行政評価の拡充【企画政策課】	これまで行ってきた「事務事業評価」から、次段階の「施策レベルの評価」へステップアップします。	評価をもとに次年度以降の予算・計画に反映させます。
１８年度	市民満足度調査の実施【企画政策課】	市民満足度を視野に入れた行政運営を展開するために、市民満足度調査の実施を検討します。	市民の意向やニーズを適宜把握することが可能となり、タイムリーな調査、分析を行うことによって、事務事業の見直し、新たな施策の展開への資料とすることができます。
１８年度	（仮称）施設白書の策定【関係各課】	多くの施設が更新期を迎えることから、改修・維持管理経費を推計分析し、今後の問題点、必要な取り組み等をまとめた（仮称）施設白書を作成、公表します。	施設の劣化、減価償却期間等を考慮したライフサイクルコスト等の大枠を把握し、問題点等について市民と情報を共有します。
１８年度	（仮称）施設改築・改修計画の策定【関係各課】	施設白書を踏まえて、施設ごとのライフサイクルコスト、将来の必要性を勘案し、施設の適正配置、再編を検討するとともに、存続する施設については、改築・改修の方針、計画について財政負担を含め策定します。	施設の適正配置、再編についての今後の方針を財政負担を含め、明らかにするとともに施設の合理的な維持管理を進めていきます。
検討継続	外郭団体の見直し【関係各課】	習志野市開発公社・習志野文化ホール・習志野市スポーツ振興協会の今後のあり方について検討します。	行政の補完として設立された外郭団体も、規制緩和、「官から民へ」の流れなどの社会情勢の移り変わりにより、設立当時とは存在意義が変化してきています。そこで、市からの財政的・人的支援を含め抜本的な見直しをします。
１９年度	契約業務の改善【契約課】	ホームページによる入札参加資格申請を可能とします。	入札手続きの透明性・公平性の確保、事務の効率化につながります。
１８年度	公共料金の支払いの合理化【会計課】	各課ごとの電気料金等の支払いを市で一括払いにします。	電気料金等の支払いは現在各施設毎に伝票処理していますが、これを一括して口座引落しにします。これにより、各課における伝票処理、会計課における審査事務が簡素化、効率化されます。

６．自立可能な財政構造の構築

国、地方を問わず、一段と財政状況の厳しさが増す中、高度化、多様化する市民要望に適切に対応した行政サービスを提供し、市民満足度を高めていくためには、行政活動の基盤となる財政構造の健全化が最重要課題です。

そこで、「集中改革プラン」を着実に実施し、経費の節減、債務の軽減、歳入の確保などに取り組み、収支の均衡を目指すとともに経常経費の抑制に努め、財政構造の弾力性を確保しつつ、自立可能な財政構造の構築に向け努力していくこととします。

実施年度	取組事項【所管課】	内　　容	効果等
継続推進	未利用地への企業進出の促進【企画政策課】	幕張新都心拡大地区用地等市内の未利用地への企業進出を促進します。	千葉県企業庁が所有している幕張新都心拡大地区について、企業庁と緊密に連携をとりつつ一層の促進を図ります。 企業が新たに進出することで税収増、雇用拡大につながります。
継続推進	安定的な財源の研究【財政課】	法定外普通税など安定的な財源の創出に向けて検討します。	習志野市独自の税の創出実現性についてプロジェクトを設置し研究します。
継続推進	市有地の処分【財産管理課・関係各課】	不用となった市有地を売却します。	未利用地の今後の利用価値を検討し不用なものは売却して財源化を図ります。 売却により未利用地が動き出すことで地域経済の活性化、税収増につながります。
継続推進	不動産売払収入による早期償還【財政課】	不動産売払収入をもって開発公社債務の早期償還を行います。	不動産売払収入はその１／２以上を市債管理基金に積み立てることを条例で定めていますが、さらに残りについては、積極的に開発公社等の債務償還に充てることとします。
継続推進	公債費の適正な管理【財政課】	毎年の元利償還金の償還額が一定（徐々に減少）になるよう、適正な管理に努めます。	借り入れのルールを確立し、毎年の元利償還金の償還額を一定にします。
１９年度	使用料・手数料の見直し【行革本部・関係各課】	使用料・手数料積算基準に基づき、３年ごとの見直しを行います。	すべての使用料・手数料について３年サイクルの原則の下、見直します。 見直し結果を１９年度から適用します。

Ⅶ. 集中改革プランの推進体制

１．進行管理と実施状況の公表

第３次行政改革大綱（改定）を基本とする「集中改革プラン」に基づく改革の推進期間は、平成１８年度から平成２２年度までとし、各取り組み内容を毎年度フォローアップし、実施状況を広報、ホームページ等により公表していきます。

また、各取り組み内容については、毎年度の実施状況や社会経済状況等の環境変化に応じて見直しを行い、その結果についても公表します。

２．推進体制

本市の行政改革を強力に推進していく観点から、平成１８年度より行政改革の推進体制を強化します。

これまでの行政改革推進本部は廃止し、新たに市長を本部長、助役を副本部長とする全庁体制の「行政改革推進本部」を設置します。

今後は、第３次行政改革大綱（改定）を基本とする「集中改革プラン」の推進に際しては、行政改革推進本部の指揮・監督のもとで、庁内組織である「行政改革推進委員会」及び市民で構成する「習志野市行政改革懇話会」に対して、各取り組み内容の進捗状況を報告することにより進行管理を行い、実行性を担保していきます。

【用語説明】

※1 **三位一体改革**

平成１６年度から１８年度までの３年間を一つの区切りとする、国と地方の税財政改革のことで、地方分権の推進と国の歳出削減を目的とする。「国庫補助金の削減」「国から地方への税源委譲」「地方交付税の見直し」に包括的に取り組むためにこう呼ばれる。

※2 **財政調整基金**

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野にたった計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積み立て、経済情勢の著しい変化や災害などのより財源不足が生じる年度に取り崩すこととする。

※3 **地方交付税**

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合の額を、国が地方公共団体に交付する税のことで、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡を図り、地方行政の計画的な運営を保障するもの。

※4 **臨時財政対策債：**

市債は、地方公共団体が学校や道路など公共施設の建設の財源として資金調達を行うために、年度を越えて元利を償還する借入金である。臨時財政対策債は、市債のうち、いわゆる「赤字地方債」のひとつで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できるとされ、地方交付税特別会計の借入金による地方財源不足の補填方式をやめて、地方自治体が直接に借り入れを行う方式に切り替えるために平成１３年度から三年度の間に発行された。その後、さらに平成１６年度から三年間延長された。

※5 **「新しい公共空間」の形成**

子育てや介護のように、以前は住民同士の絆を背景に、家庭や地域など行われてきたものが、経済成長に伴う分業社会の出現などにより、絆社会が崩壊し「公共サービスの行政サービス化」が進むなど、行政が担う公共分野が拡大してきた。

しかし、社会経済状況の変化、特に公共分野の財政状況の悪化などによる、行政の守備範囲の相対的な縮小により、これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供は限界に達している。

そこで、地域の公共サービスを行政のみで提供していくという発想から脱却し、市民、ＮＰＯ、民間事業者など、地域の力を結集し、行政と民間が多元的に協働し、公共サービスの提供を進めていこうとする考え方です。

※6 **「今後の行政改革の方針」**

行政改革は不断に取り組むべき課題であり、引き続き、構造改革の重要な柱の一つとして「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点から強力に推進していく必要があることから、行政改革の手綱を緩めることなく、更に積極的に推進することにより、簡素で効率的な政府を構築し、財政の立て直しに資するとともに、行財政運営の改善・透明化、国民生活の利便性の向上を図ることを目的に、平成１６年１２月２４日に閣議決定された、今後の行政改革の方針のこと。

※7 **「新地方行革指針」**

※8 **「集中改革プラン」**

「集中改革プラン」とは、平成１７年３月２９日付で総務大臣から地方公共団体に対して通知された、地方自治法２５２条の１７の５に基づく助言である「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」いわゆる「新地方行革指針」の中で、「行政改革大綱」に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成１７年度を起点として、おおむね平成２１年度までの行政改革の取り組みを住民にわかりやすく明示した計画のことで、平成１７年度中に策定し公表することが求められている。

※9 人件費比率
歳出決算上の人件費の構成比率のこと。

※10 類似団体
ここでいう類似団体は、総務省自治行政局が作成している「類似団体別職員数の状況」でいう類似団体で、人口と産業構造を基準にグループ分けしたもの。市については３６類型に分類している。県内の類似団体は、野田市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、浦安市です。

※11 後期基本計画
本市の長期計画は、平成２６年度を目標年度とし、まちづくりの方向性を示す「習志野市基本構想」、平成１９年度を目標年度とし、施策の体系を示す「習志野市前期基本計画」及び３年間の事業計画を示す「習志野市実施計画」より構成されますが、前期基本計画が平成１９年度で終期となることから、平成２０年度からは後期基本計画に移行することとなります。

※12 指定管理者制度
平成１５年度の地方自治法の改正により、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の管理について、これまでは地方自治体が自ら管理する（直営）か、法に定められた公共的団体等に委託する（管理委託制度）しかなかった制度を、条例に基づきＮＰＯや株式会社を含む民間事業者にも任せることができるようにする制度で、住民サービスの向上と経費の節減をねらいとしている。

※13 債務負担行為
予算の内容の一部をなすもののうち、歳出予算、継続費等には含まれず、支出の原因となる契約等の債務を負担するだけの権限に基づく行為であって、現金支出を必要とするときには、あらためて歳出予算に計上しなければならない。